

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。

①実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。この場合、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となつてからでなければ行ふことができない。

※実務経験5年以上の部分については、合計で5年以上あれば結構です。

例えば、大学卒業後1年間病院に勤務、退職して1年間休職し、保険薬局で4年間勤務しているという場合でも合計で5年あるため「実務経験5年以上」は満たしています。但し、受講する時点で「3年以上の継続した実務経験」も要件となっているため、受講しようとする時点から過去3年以上は、病院、保険薬局は問わないものの継続して実務に従事していることが必要です。この例では保険薬局での4年間の勤務のうち、直近3年以上継続して実務に従事していれば受講資格があります。なお、同一店舗、同一施設である必要はありません。異動等があったとしても継続性が保たれていれば結構です。また、大学院在学中に行ったアルバイト期間の算入は認められません。

※平成27年4月1日より、6年制の薬学教育を受けた薬剤師については、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができることとなりました。但し、認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となつてからでなければ行ふことができません。

②勤務状況

病院又は薬局における実務経験が受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務している者であること。

※**産前産後休暇・育児休暇、病気療養や海外赴任などにより直近3年間の継続した実務経験がなかった場合、受講資格はありません。継続して3年以上実務（1週間あたり3日以上かつ20時間以上）に従事した後の受講となります。**

「産前産後・育児休暇等取得中でも勤務先に籍があった」状態は実務経験年数には含まれません。

③勤務先等の望ましい条件

以下のような施設又は薬局に所属していることが望ましい。

ア病院の場合

(ア)薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していること。病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(イ)一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

イ薬局の場合

(ア)保険薬局であること。

(イ)一般用医薬品及び医療関連用品の販売を行っていること。

(ウ)在宅患者訪問薬剤管理指導を実施していること（居宅療養管理指導を含む）。

(エ)麻薬小売業免許を有すること。

(オ)薬剤師賠償責任保険又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。